第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第二級航空特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士及び第三級陸上特殊無線技士	電波の性質	二	十	四十五分
	電気回路（注一）			
	半導体及び電子管（注一）			
	電子回路（注一）			
	無線通信装置	四		
	無線航法装置（注二）			
	レーダー（注一）			
	混信等（注一）	二		
	空中線系			
	電波伝搬			
	整合（注一）	二		
	電源			
	測定（注一）			
	点検及び保守			
第三級海上特殊無線技士	電波の性質	六	十	二十分
	無線通信装置			
	混信等	四		
	空中線系			
	電波伝搬			
	電源			
	点検及び保守			
レーダー級海上特殊無線技士	電波の性質	二	十	四十五分
	電気回路			
	半導体及び電子管			
	電子回路			
	レーダー	八		
	電源			
	点検及び保守			

第一級陸上特殊無線技士	半導体及び電子管	四	二十	一時間三十分
	電子回路			
	高周波回路			
	無線通信装置（多重化装置を含む。）	八		
	干渉			
	中継方式			
	レーダー			
	空中線系	四		
	電波伝搬			
	電源	四		
	測定			
	点検及び保守			
第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士	電波の性質	二	十	三十分
	電気回路			
	半導体及び電子管（注三）			
	電子回路			
	無線通信装置	四		
	混信等	二		
	電波障害			
	空中線系			
	電波伝搬			
	整合			
	電源	二		
	測定			
	点検及び保守			

注一　第三級陸上特殊無線技士にあっては、不要とする。
二　第二級陸上特殊無線技士及び第三級陸上特殊無線技士にあっては、不要とする。
三　半導体に限る。